

オフセット・クレジット(J-VER)制度関連文書修正の概要

1. モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver1.4 の修正について

資料 6-1

モニタリング方法ガイドラインに関する問合せ等を踏まえ、下記に関する説明・解説を追加した。

- モニタリングポイントの定義（概念の説明）の追加
 - モニタリングを行うモニタリングポイントは樹種別・林齢別の面積、各種係数に対して設定すること
 - 一方で、地位の特定だけは複数のモニタリングポイントの代表として設定されること（モニタリングポイントと一対一対応にならない）
 - 吸収量の計算に必要となる項目を整理した表を追加
- GPS 測量に関する説明の追加
 - GPS などコンパス測量以外も同程度の精度が得られるものは使用可能であることを明記
- 収穫予想表の地位が1つしかない場合の説明
 - 地位が1つしかない場合においても、モニタリングプロットの設置が必要であることを明記

2. 登録プロジェクトにおける変更申請依頼について

資料 6-2、フローチャート

登録プロジェクトにおいて、申請内容に変更が生じた場合の取扱いについて下記のとおりルール化する。なお、下記に該当しない場合は、当面は案件ごとの対応とすることとする。

<検証前>

- ① 事業者から変更申請書を事務局へ提出
- ② 事務局でバリデーター確認をする内容か、事務局判断で終わるかの検討を行う。
- ③ 事務局判断のみで終わったものについては、ア)修正を認めた旨を申請者へ通知し
イ)次回 EB に報告事項として報告する。
- ④再バリデーションが必要な場合は、担当バリデーターに再審査を依頼し、電磁的もしくはミーティングを開催、バリデーション報告書変更版を作成。認証運営委員会で審議する。
- ⑤変更内容が承認された場合、バリデーション（変更）報告書を申請者に通知。ただし登録承認日は変更せず、バリデーション（変更）報告書には変更承認日のみを記載する。

<検証開始後>

- ① 検証機関から認証センターへ照会。
- ② 事務局は当該事実を把握する。
- ③ 事業者から変更申請書等を事務局に提出。
- ④ 事務局でバリデータ確認をする内容か、事務局判断で終わるかの検討を行う。
- ⑤事務局判断のみで終わったものについては、ア) 修正を認めた旨を申請者へ通知し、検証を継続
イ) 次回 EB に報告事項として報告する。
- ⑥再バリデーションが必要な場合は、申請者に検証の中断を指示、担当バリデーターに再審査を依頼し、電磁的もしくはミーティングを開催、バリデーション報告書変更版を作成。認証運営委員会で審議する。
- ⑦変更内容が承認された場合、バリデーション（変更）報告書を申請者に通知。申請者は検証を開始。なお、登録承認日は変更せず、バリデーション（変更）報告書には変更承認日のみを記載する。

以上

資料6-2
フローチャート

